

大磯町監査公表第 8 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 7 年 7 月 18 日

大磯町監査委員 脇 國 廣

同 玉虫 志保実

監査結果報告書

1. 監査の種類 定期監査

2. 監査の対象部課等 政策総務部総務課

3. 監査の範囲及び事務 令和6年4月1日から令和7年4月30日までに執行された令和6年度の財務に関する事務及び事務事業の執行

4. 監査の実施期間 令和7年6月2日から令和7年7月10日まで

5. 監査の方法及び監査項目 令和7年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、また、職員の働き方改革にも着目し、監査を実施した。 なお、監査に際しては、監査対象課である総務課より監査説明書、事前調査書及び関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員の説明を求め監査を実施した。

6. 所掌事務の概要 職員の定数管理及び人事管理の総括、職員の給与・採用・研修・福利厚生等に関すること、姉妹都市・国際交流・平和に係る事業に関すること、行政訴訟の総括・文書法制・情報公開等に関すること、町有施設の設計・監理・営繕、本庁舎・保健センターの維持管理に関することを行っている。

7. 監査の結果 令和6年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、次に注意する事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(注意事項)

時間外勤務の多い職員が散見されます。管理職は、職員の作業状況などを把握し、適切な管理をお願いします。